

〇〇自主防災会規約（案）

（この規約は、事例です。この事例を参考に、各組織で規約を作成して下さい。）

（名称及び事務所）

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「防災会」という。）と称し、事務所を、〇〇集会所内に置く。

（目的）

第2条 防災会は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行うことで、災害（地震その他）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 防災会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における自主避難、安否確認等情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当、炊き出しに関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の備蓄に関すること。

（組織及び役員）

第4条 防災会は、〇〇集会所の自治会区域に属する住民によって構成し、自治会の役員と地区内団体の長等を理事とし、理事の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 班長 4名
- (5) 監事 2名

（役員任期）

第5条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第6条 会長は、防災会を代表し会議を招集するとともに、災害発生時には、応急対策の指揮をとる

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

- 3 会計は、出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。
- 5 監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 防災会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、理事の出席する会をもって総会とし、毎年1回開催する。
- 3 役員会は、必要に応じ開催する。
- 4 会議の議長は、当該会議ごとに選出する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(防災計画)

第8条 防災会は、第3条に定める事業を行うため、防災計画及び連絡網を作成する。

(経費)

第9条 防災会の運営に要する費用は、総会の議決を経て別に定める会費、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 防災会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

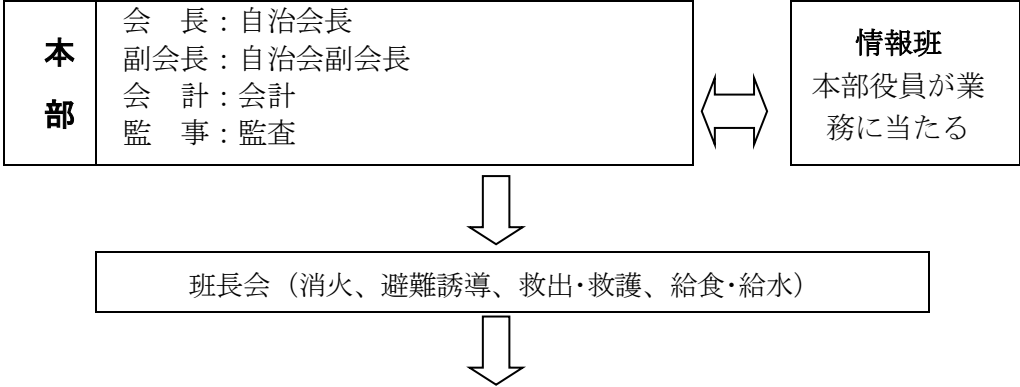
(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から実施する。

〇〇自主防災会組織図



班名	担当者	平常時の活動	災害時の活動
情報班	本部役員など	<ul style="list-style-type: none"> ○防災知識の普及 ○情報の収集、伝達訓練の実施 ○情報の収集、伝達用機材の準備と管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集、伝達 ○災害関係機関に対する災害状況の通報 ○避難所設置に伴う勧告等の伝達
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ◎消防OB会など ○理事 (消防団) 	<ul style="list-style-type: none"> ○火気使用設備器具等の点検 ○石油類の管理状況の点検 ○消火用機材の準備と管理 ○初期消火訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火活動 ○地震時における出火防止の呼びかけ
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ◎改良区理事長 ○理事 (消防団) 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当の知識の普及 ○負傷者等の救出応急手当用機材の準備 ○応急手当等の訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ◎理事 ○老人クラブ ○愛護班 PTA 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難路、避難場所の周知と現状の把握 ○災害弱者の把握 ○避難訓練の実施 ○避難場所誘導用機材の準備と管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な避難場所の指示 ○災害弱者等の避難の手助け ○避難誘導
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ◎婦人会 ○愛護班 PTA 	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し訓練の実施 ○給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し等の給食活動 ○給水活動
その他、地域実情に応じた班		例えば、水害のおそれのある地区では水防班を設け、崖崩れ危険地区では巡視班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。	